

2月6日（日）令和3年度公益社団法人兵庫県柔道整復師会 保険講習会が会員、会員外多くの方にご参加いただき開催されました。

本年度は柔道整復師のできることに、しなければならないこと、『権利と義務』について柔道整復師からの視点ではなく法令の専門家である弁護士の立場から顧問弁護士の坂田先生に講演をしていただきました。

そして、後半は柔整検討専門委員で京都府柔道整復師会会長の長尾先生から柔道整復師会の現状を聞かせていただきました。

受講された方から良かった点悪かった点など様々のご意見ご質問を多数いただきましたので、一部ご紹介させていただきます。

- ・坂田先生の根拠と証拠のお話や健康保険法第87条1項に関すること安易な裁判より厚労省との信頼感等非常に興味深かった。長尾先生の進められている認定柔道整復師の制度が整えば参加を前向きに検討したいと考えました。
- ・指の施術と腰部の施術料金が同じである不思議 全て応急手当といえども骨折脱臼の整復固定が出来るからである。人の身が見れますか もう一度骨接ぎであるという自覚 柔道整復師とは骨折脱臼捻挫打撲挫傷を業とする 確実に治癒する柔道整復師の誇り 柔道整復術は伝統医療
- ・なぜ、受領委任のサインを月の初めか終わりのどちらにサインしたか？という問い合わせの意味がわかりました。
- ・今はクリニックにて勤務していますが、脱臼、骨折の患者様多数いまして柔道整復師の免許があるのとないのとで仕事のありがたさが大変わかります！
- ・坂田先生の法的なお話、我々の権利についてもよく理解できました。長尾先生の突っ込んだお話も聞きごたえがありました。今後も保険講習会に期待しております。
- ・法規を改めて見直してきました。
- ・特に弁護士様のお話が参考になりました。今後現場にしっかり落とし込み正しい請求、きちんと治す。を意識していきたいと思えます。
- ・弁護士さんの話は、有用でした。
- ・受領委任払いへの理解の甘さや柔道整復師の業とは何かといったことを再認識させられた講習会でした。
- ・リハはしっかりしてタイムテーブルを考えるべきでは。
- ・厳しい状況ですが、真面目にコツコツやれば何とかやっていける事がわかり良かったです。
- ・勉強になりました。当たり前のことを当たり前に行っていきます。
- ・大変意味のある講習会を受講させていただきました。

また、ご要望ご質問は以下の通りです。

Q. これからの保険講習会は録画の閲覧するだけでも良いようにしてほしい。今でしたら Youtube で再現 VTR でも作ってアップされればよいのでは。画面の乱れが多かったのが残念でしたが また宜しくをお願いします。

A. ご意見を参考に多くの方々に受講していただけるように検討させていただきます。

Q. 施術録の作成は来院された全ての日の作成が求められるのでしょうか？

A. 施術日の算定内容は日々作成する必要があります。その他詳細は保険者の問い合わせにいつでも回答できるように整備し記載しておいて下さい。

Q. 最後の資料いただけますか

A. 当会ホームページ、心の友に関連資料がございます。ご参照ください。

来年度もこのご意見ご感想を参考に柔道整復師の皆さんのお役に立てる内容になるよう計画いたします。本年参加できなかった方々もご参加お待ちしております。